

国立大学法人東京医科歯科大学湯島地区

構内駐輪場管理要項

（平成31年4月1日
制 定）

（目的）

第1条 この要項は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の湯島地区構内駐輪場（以下「駐輪場」という。）の管理について、必要な事項を定め、もって構内交通の安全管理と環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動二輪車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通二輪車をいう。
- (2) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車 法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。

（利用対象者）

第3条 本学駐輪場を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げるものとし、駐輪にあたっては、本学の定める駐輪場の利用方法等に従わなければならない。

- (1) 本学の役職員（非常勤を含む。）
- (2) 本学の学生等
- (3) 構内の各種法人等の職員
- (4) 本学が委託する業務に従事する者
- (5) 診療を受けるために来院した者
- (6) 入院患者の見舞い等のため来院した者
- (7) 公用の目的をもって来学した者
- (8) 商用等のために来学した者
- (9) その他必要があって来学した者

（利用目的として認める事由）

第4条 本学駐輪場を利用する目的として認める事由は、第2条に定める自動二輪車、原動機付自転車及び自転車（以下「自転車等」という。）を交通手段として使用し、本学（湯島地区）構内における用務のために一時的に駐輪するものに限る。ただし、本学所有等の自転車等は除く。

(自転車等の利用登録)

第5条 構内において駐輪場を利用しようとする者(ただし、第3条第5号から第9号までに該当する者(以下「外来患者等」という。))は、以下の登録担当部課において事前に登録を受けるものとする。

- (1) 第3条第1号、第3号及び第4号：施設部施設管理課
- (2) 第3条第2号：学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室

2 前項により事前に登録を受けようとする者のうち、第3条第1号又は第3号に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 第3条第1号の役職員については、自転車等による通勤手当の届出をした者
- (2) 第3条第3号の職員については、前号を準用し、適当と認められる者
- (3) その他特別の事由により、真にやむを得ないと認められた者

3 第1項により事前に登録を受けようとする者は、自転車等登録申請書(別紙第1号様式又は別紙第2号様式)に必要事項を記載の上、提出し、自転車等登録証及び登録証シール(以下「登録証等」という。)の交付を受けるものとする。

4 登録は1人1台(業務利用及び学内公用車は除く)とする。

(変更・再発行・抹消)

第6条 登録申請事項の変更及び登録証シール再発行は、次のとおりとする。

- (1) 先に提出した自転車等登録申請書の記載に係る事項について、変更が生じた場合は、自転車等登録証記載事項変更届(別紙第3号様式又は別紙第4号様式)を提出しなければならない。
- (2) 汚損、紛失等により登録証シールの再発行を希望する者は、自転車等登録証シール再発行依頼書(別紙第5号様式)を提出し、再発行を受けるものとする。
- (3) 自転車等を利用中止する者は、自転車等登録事項抹消届(別紙第6号様式)を提出しなければならない。
- (4) 車両の入替等(ただし、登録証シールの発行を伴わない場合は除く)を行う者は、自転車等登録事項抹消届(別紙第6号様式)を提出した後、新たに自転車等登録申請書を提出しなければならない。

(登録証シールの貼付義務)

第7条 自転車等の利用登録を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、車体の後輪泥除け部分あるいはその他容易に識別できる位置に登録証シールを貼付しなければならない。

(無登録自転車の駐輪及び駐輪場以外の駐輪の禁止)

第8条 利用者(ただし、外来患者等を除く。)は、構内において、第5条の規定に基づく利用登録(以下「利用登録」という。)を受けていない自転車等を駐輪してはならない。

2 利用者は、駐輪場以外の場所に自転車等を駐輪してはならない。

(登録証等の譲渡等の禁止)

第9条 利用登録者は、登録証等を譲渡又は転貸してはならない。

(住所等の変更の届出)

第10条 利用登録者は、住所、所属等の登録事項等に変更が生じたときは、速やかに届出なければならない。

(利用登録の取消し)

第11条 利用登録者について、次の各号に該当すると認められるときは、利用登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申告その他不正の手段により利用登録を受けたとき。
- (2) この要項及び学内諸規則に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、学長が交通安全又は駐輪場の管理上必要と認めたとき。

(費用の徴収)

第12条 自転車等の利用登録に係る費用は、無料とする。

(駐輪場の設置)

第13条 構内駐輪場は、別図1の場所に設置する。

(駐輪場の利用者区分及び利用車種)

第14条 構内駐輪場の利用者区分及び利用車種は、別紙1のとおりとし、構内に駐輪する者は、利用者区分に応じた駐輪場エリア(以下「所定駐輪場エリア」という。)に駐輪しなければならない。

(駐輪の制限)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、駐輪を規制することができる。

- (1) 駐輪場の構造上駐輪させることができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (3) 駐輪場の施設・設備等を損傷する恐れのあるとき。
- (4) その他駐輪場の管理上支障があると認めるとき。

(供用の休止)

第16条 駐輪場の補修その他必要があるときは、駐輪場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(行為の禁止)

第17条 駐輪場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車等の駐輪を妨げること。
- (2) 自転車等の恒常的な保管場所として使用し、当該スペースを占拠すること。
- (3) 自転車等を構造物にワイヤー錠等で固定すること。
- (4) 駐輪場の設備等を損傷又は滅失すること。
- (5) 許可なくして物品の販売・宣伝その他営利行為をすること。
- (6) 許可なくして印刷物・ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (7) その他駐輪場の管理に支障がある行為をすること。

(損害賠償)

- 第18条 利用者は、その責に帰すべき事由により、駐輪場の施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 利用者は、自転車等を本要項の定めを反し、許可なく駐輪する行為を行ったときは、当該占拠面積の敷地借料に相当する額を賠償しなければならない。

(事故の責任)

- 第19条 構内において発生した盗難、損傷その他の事故については、本学は一切責任を負わないものとする。

(雑則)

- 第20条 この要項に定めるもののほか、駐輪場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

自転車等登録申請書（教職員・学生等用）

登録年月日	※ 年 月 日	登録証番号	※第 号
フリガナ		電話番号	
氏名		学内内線	
住所	〒		
所属 (助言教員・指導教員) (※1)		職位・役職	
メールアドレス		学籍番号 もしくは 職員番号	
車種 (メーカー・色など)	メーカー 車名 色	防犯登録番号 もしくは 車両登録番号	

- ・ 太枠内のみ記入し、※欄は記入しないで下さい。
 - ・ 防犯登録をしていない自転車は、登録できません。
 - ・ 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに申し出て下さい。
 - ・ 登録申請書は、登録担当部課で保管する。
- <注記>※1：「助言教員・指導教員」の記入は学生の場合のみ。

※確認印（人事課等）

大学からの通勤手当（自転車等）
有 ・ 無

(確認印は教職員のみ)

上記のとおり、自転車等の登録を申請します。また、登録が認められた際には、次のことを遵守します。

- (1) 歩行者の安全を第一として、自転車等を運転及び駐輪すること。
- (2) 自転車等は、指定駐輪場以外の場所に駐輪しないこと。
- (3) 大学の構内及び構外の各門近辺等の場所に自転車等を放置しないこと。
- (4) 「国立大学法人東京医科歯科大学湯島地区構内駐輪場管理要項」及び「国立大学法人東京医科歯科大学湯島地区における放置車両等の移動等に関する要領」の内容について了承すること。
- (5) その他学長が交通安全又は駐輪場の管理上必要と認めた事項。

上記について同意します（に✓をお願いします）。

————— <切り離さないでください> —————

自転車等登録証（教職員・学生等用）

・ 太枠内のみ記入して下さい。

氏名		所属	
車種 (メーカー・色)		防犯登録番号 もしくは 車両登録番号	
登録年月日	年 月 日	登録証番号	第 号
登録有効期限	年 月 日まで	登録受付印	
備考			

自転車等登録申請書（業務・学内公務用）

登録年月日	※ 年 月 日	登録証番号	※第 号
申請部署	研究室、部課、グループ、企業名等		
責任者氏名 (非常勤教職員、学生 は不可)		職位・役職	
		学内内線	
主な利用者 (例：〇〇課職員 等)		メールアドレス	
車種 (メーカー・色など)	メーカー 車名 色	防犯登録番号 もしくは 車両登録番号	

- ・ 太枠内のみ記入し、※欄は記入しないで下さい。
- ・ 防犯登録をしていない自転車は、登録できません。
- ・ 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに申し出て下さい。
- ・ 登録申請書は、登録担当部課で保管する。

上記のとおり、自転車等の登録を申請します。また、登録が認められた際には、次のことを遵守します。

- (1) 歩行者の安全を第一として、自転車等を運転及び駐輪すること。
- (2) 自転車等は、指定駐輪場以外の場所に駐輪しないこと。
- (3) 大学の構内及び構外の各門近辺等の場所に自転車等を放置しないこと。
- (4) 「国立大学法人東京医科歯科大学湯島地区構内駐輪場管理要項」及び「国立大学法人東京医科歯科大学湯島地区における放置車両等の移動等に関する要領」の内容を利用者に了承させること。
- (5) その他学長が交通安全又は駐輪場の管理上必要と認めた事項。

上記について同意します（□に✓をお願いします）。

————— <切り離さないでください> —————

自転車等登録証（業務・学内公務用）

・ 太枠内のみ記入して下さい。

申請部署		責任者氏名	
車種 (メーカー・色)		防犯登録番号 もしくは 車両登録番号	
登録年月日	年 月 日	登録証番号	第 号
登録有効期限	年 月 日まで	登録受付印	
備考			

別紙第3号様式

自転車等登録証記載事項変更届（教職員・学生等用）

自転車等登録証の記載事項に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

※必ず記入

届出日 年 月 日

ふりがな		登録証番号	
氏名			

主な変更事項（□に✓し、関係するところのみ記入して下さい。）

住所・電話番号の変更

新住所	〒	新電話番号	
-----	---	-------	--

車種及び車両登録（防犯登録）番号の変更

※登録証シールの発行を伴う場合は「自転車等登録事項抹消届」を提出し、新たに登録申請すること。

車種 (メーカー・色)		防犯登録番号 もしくは 車両登録番号	
----------------	--	--------------------------	--

所属等の変更

所属 (助言教員・ 指導教員)	
-----------------------	--

その他の変更

変更前	
変更後	

自転車等登録証記載事項変更届（業務・学内公務用）

自転車等登録証の記載事項に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

※必ず記入

届出日 年 月 日

届出部署 研究室、部課、グループ、企業名等	登録証番号
------------------------------	-------

主な変更事項（□に✓し、関係するところのみ記入して下さい。）

責任者氏名・職位・役職等の変更

責任者氏名 (非常勤教職員、 学生は不可)	学内内線
-----------------------------	------

車種及び車両登録（防犯登録）番号の変更

※登録証シールの発行を伴う場合は「自転車等登録事項抹消届」を提出し、新たに登録申請すること。

車種 (メーカー・色)	防犯登録番号 もしくは 車両登録番号
----------------	--------------------------

その他の変更

変更前	
変更後	

自転車等登録証シール再発行依頼書

再発行年月日	※ 年 月 日	再発行登録証 シール番号	※第 号
フリガナ		電話番号	
氏名		学内内線	
学籍番号 もしくは 職員番号		登録証番号	第 号
登録証シール再発行理由（□に✓をお願いします） <input type="checkbox"/> シールの汚損・破損 <input type="checkbox"/> その他（以下に具体的理由を記述） （ ）			

- ・ 太枠内のみ記入し、※欄は記入しないで下さい。
- ・ 防犯登録をしていない自転車は、再発行できません。

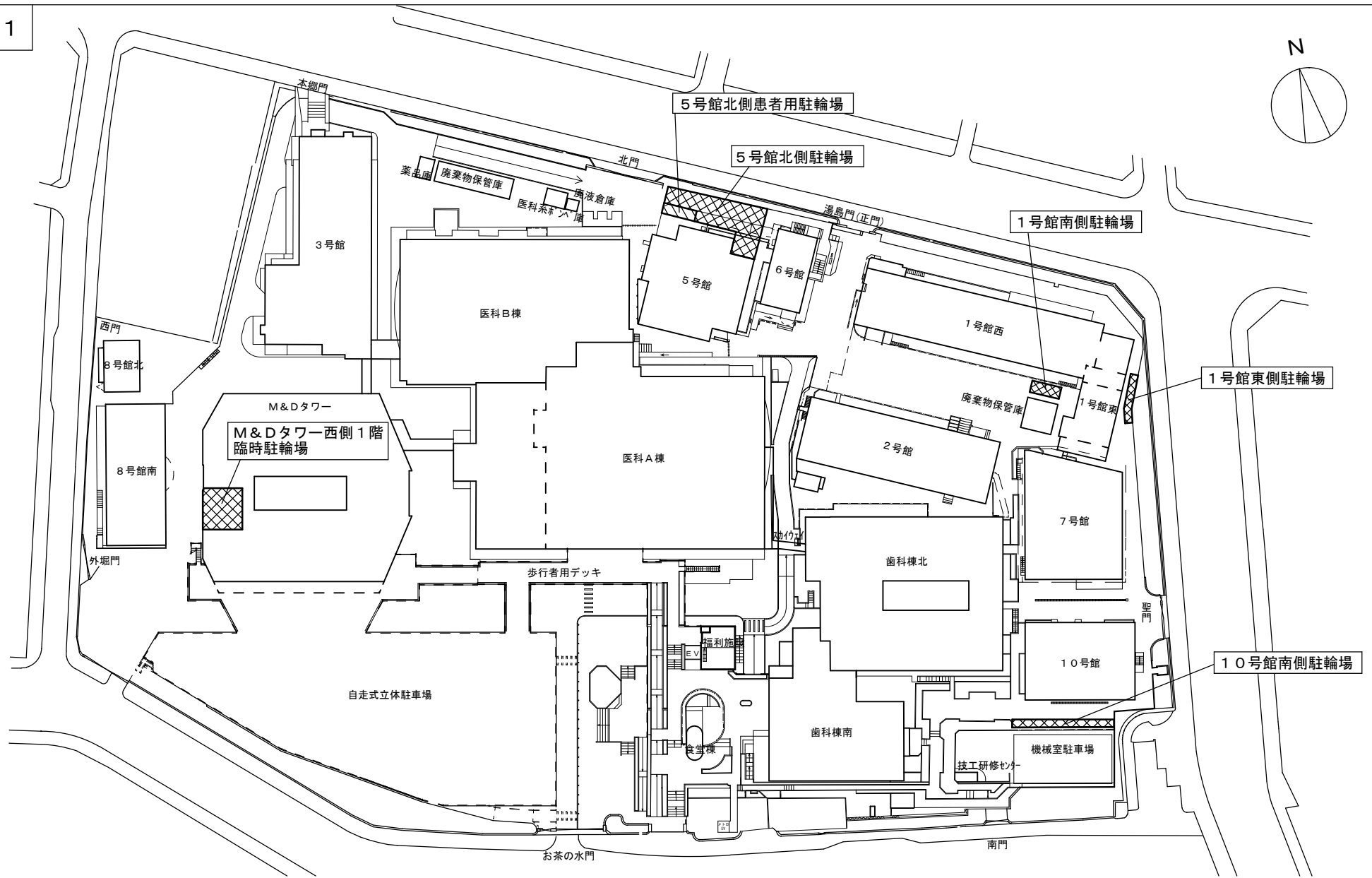
再発行 受付印	※
------------	---

自転車等登録事項抹消届

受理年月日	※ 年 月 日		
フリガナ		電話番号	
氏名		学内内線	
学籍番号 もしくは 職員番号		登録証番号	第 号
登録事項抹消理由（□に✓をお願いします） <input type="checkbox"/> 自転車等の利用中止 <input type="checkbox"/> 車両入替のため （注：新しい車両については改めて登録申請が必要です） <input type="checkbox"/> その他 （ ）			

・ 太枠内のみ記入し、※欄は記入しないで下さい。

抹消届 受理印	※
------------	---



湯島地区駐輪場配置図 S=1:1000

別紙 1

第 1 4 条関係（駐輪場の利用者区分及び利用車種）

所 定 駐 輪 場 エ リ ア	利 用 者 区 分	利 用 車 種
1 号館南側駐輪場	第 3 条 第 1 号 から 第 4 号 までに該当する者	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
1 号館東側駐輪場	第 3 条 第 1 号 から 第 4 号 までに該当する者	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
5 号館北側駐輪場	第 3 条 第 1 号 から 第 4 号 までに該当する者	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
5 号館北側患者用駐輪場	第 3 条 第 5 号 から 第 9 号 に該当する者	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
1 0 号館南側駐輪場	第 3 条 第 1 号 から 第 4 号 までに該当する者	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
M & D タワー西側 1 階 臨時駐輪場	第 3 条 第 1 号 から 第 4 号 までに該当する者	自転車